

高校の授業実践を通して見える中学校における武道必修化の問題点

A study of several problems concerning for Budo as a required subject
in a middle school based on teaching practice in a high school

筑波大学附属坂戸高等学校
平田 佳弘
HIRATA, Yosihito
Senior High School at Sakado
University of Tsukuba

体育学部体育学科
櫻間 建樹
SAKURAMA, Tateki
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

体育学部体育学科
朝岡 正雄
ASAOKA, Masao
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

キーワード：体育授業，武道，剣道，必修化，中学校，高等学校

Abstract :

Budo, an area of sports including judo and kendo, has become compulsory in health and physical education (P.E.) in the Course of Study for junior high schools in March 2008. The purpose of this study is to clarify the problems in making *budo* compulsory in junior high schools from the teachers' point of view based on the teaching practice of kendo in a senior high school, and to make suggestions for establishing better ways of teaching *budo*. In this study, the authors categorize the problems in teaching kendo into six aspects: lack of instructors, development of teaching methods, lack of protectors and places for exercise, current situations of students and teachers, syllabus designing of P.E. courses, and evaluation, through a practical analysis on the planning of teaching and evaluation of kendo in a high school. Although they include the problems of school systems and budget, the authors conclude that the most crucial problem to be solved is the research and development of teaching methods by teachers themselves.

The main purpose of teaching *budo* is "to enable students to respect one's opponent, strive to uphold the ways of traditional conduct and fulfill one's own responsibilities" (the Course of Study). To realize this, kendo experts should exercise leadership and cooperate with P.E. teachers who are not familiar with kendo in developing courses that are useful for the students' real lives and future.

I. はじめに

平成18年12月、60年ぶりに、日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である教育基本法が改正され、その教育の目標に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が加えられ（日本国、2006、第二条五項）、これに続いて学校教育法の一部が改正された（日本国、

2007）。さらにこれを受けて、平成20年1月の中央教育審議会答申では、保健体育科における武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化により一層触れることができるようにすることが重要であるとの見解が示され（中央教育審議会、2008、7（3））、その年の3月の中学校学習指導要領の改訂によって中学校での武道が必修化された（文部科学省、2008、第2章7節）。この中学校新学習指導要領は、平成24年度から完全実施され、現在では中学校1、2年生全員に保健体育の

学習内容として「武道（柔道・剣道・相撲）」が必修化されている。

本論の筆頭著者は筑波大学附属坂戸高等学校において剣道授業を16年間担当してきた。本論では、この高校における剣道の授業実践経験に基づいて、中学校における「武道の必修化」にはどのような問題点があるかを析出し、指導現場の視点からその解決策について考察を加え、よりよい現場指導の構築に向けた提言を行うことを目的とした。

Ⅱ. 本論

1. 剣道の授業を行ってきた高等学校の特徴

本論の筆頭著者が16年間にわたって剣道の授業を行ってきた筑波大学附属坂戸高等学校は埼玉県南西部に位置し、埼玉県唯一の国立大学法人の附属高等学校である。この学校では、平成6年度に全国に先駆けて、多様な一般科目が選択できる総合学科とは異なる、多様な職業科目（農業系、工業系、生活人間系、商業系、人文系）を選択できる総合学科が開設され、キャリア教育を中心に特別支援教育、国際教育、持続発展教育（ESD）、金融教育など多種多様な先導的教育に取り組んでいる。また本校には、毎年、筑波大学からの教育実習生が前期後期合わせて60人程度本校を訪れて教育実習を行っている。

さらに、本校生徒の偏差値レベルは中程度であり、生徒の実態もごく普通の高校生なので、教育実習に来た学生には「本校の生徒が理解でき、興味を引く授業でなければ、他の学校では良い授業はできない」と言っている。本校の教育目標は、「普通教育及び専門教育を総合的に施すことによって、社会の変化に対応しながら生涯を通じて主体的に学び続ける資質や能力を身につけさせ、社会の進展や科学技術の進歩に対応し、持続可能な社会の創造とその発展に貢献できる人間を育成すること」となっている（筑波大学附属坂戸高等学校平成24年度教育目標）。また、筑波大学附属の学校は、本校以外に小学校1校、中学校2校、高校2校、特別支援学校5校があり、この11の学校の間では、「産業社会と人間」という「総合学科原則履修科目」の授業を通して相互交流教育を深めている。

また、本学は1学年4クラスで計160人、3学年を合わせても481人の中規模校（H24年度：男子／210人、女子／271人）であり、毎年4年次生も数人在籍し（H24年度：男子2人）、落ち着いた男女共学の高校である。1クラス40人の中に、大学進学や専門学校

を目指す生徒もいれば、また就職を目指す生徒、海外の学校への留学を目指す生徒など、生徒たちは多様な進路を目指している。本校が取り組んでいる教育は、附属学校としての使命もあり、公立学校に比べて特殊な面もあるが、生徒のレベル（学力、行動面、雰囲気等）は全国の高校の平均的な位置にある。

2. 筑波大学附属坂戸高等学校における剣道の授業

（1）体育授業における剣道の位置づけ

体育の単位数は、1年次生が3単位、2年次生・3年次生がそれぞれ2単位ずつで、合計7単位である。体育の学習内容として、1年次・2年次生には剣道・柔道・ダンスの3つの選択授業を設定しており、それぞれの年次で10時間程度の授業数を確保している。基本的には男女共修の授業形態をとり、1・2年次で2クラス合同（80人）の授業を設定し、その合同授業の中で柔道・剣道・ダンスの選択授業を行い、80人（2クラス）が男女を問わず柔道・剣道・ダンスのいずれかを選択できるようにしている。したがって、男子でダンスを選択する者もいれば、女子で柔道や剣道を選択する者もいる。宗教上の理由で柔道・剣道を選択できない生徒はダンスを選択することができる。さらに1年次で選択した種目は2年次も継続して行うように指導している。剣道・柔道・ダンスの選択授業の実施時期は毎年10月から12月である。表1と表2には、柔道・剣道・ダンスの実施状況と剣道選択者の年度別推移が示されている。

本校では、毎年、全体の30%～40%の生徒が剣道の授業を選択しており、選択している男女比率はほぼ同じぐらいである。

表1：柔道・剣道・ダンスの授業実施状況

	1年次	2年次	3年次	計
配当時間	10 h	10 h	0	20
剣道担当教員数	1	1	0	1
柔道担当教員数	1	1	0	1
ダンス担当教員数	1	1	0	1

表2：剣道選択者数の推移

	H24		H23		H22		H21		H20	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
剣道 選択者数	28	25	23	10	28	32	26	28	24	25
合計	53		33		60		54		49	

（剣道授業2コマ（ABクラス合同とCDクラス合同合わせて）の数）=160人中

(2) 剣道授業の単元計画（1年次）

1) 授業の目標

剣道は、武技、武術などから発生した日本固有の文化であり、相手の動きに応じて攻撃したり、防御することによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である（高等学校学習指導要領解説、2009、第2章第1節、71頁）。また相手を竹刀で打つという闘争的・攻撃的要素を含むことから、特に礼儀・作法を尊重し、自己を制御する心、相手を思いやる心を育てることが重要である（全日本剣道連盟、1975：今井、1976）。さらに剣道を学び合う者同士は「道」（人間としての在り方、生き方）を学び合う仲間同士であるので、勝敗にのみ固執することなく、お互いの剣の理法の修練による人間形成の道を辿らせることが剣道の目的となっている（全日本剣道連盟、1975）。今日のわが国では、正座をする機会もほとんどない生活様式となっているために、日本固有の文化や武道精神を強調した授業を行うことによって、これからの国際社会の中で生きていく子どもたちを育てていくことに重点を置き、日本人としての自覚、誇りを持ち、自己制御する心、相手を尊重する心を養いながら、自分の未来の目標に向かって邁進し、自分の生き方・在り方を構築させることを単元のねらいとしている。

2) 生徒の特徴

本クラスの剣道授業選択者は、生徒は個々に能力の差はあるものの、学習活動に対して積極的に取り組む生徒が多い。初心者がほとんどであるが、経験者も1クラスに数人いる。本校では1年次で10時間、2年次で10時間の剣道の授業が実施されているが、2年次の

1時間目は、1年次の授業終了から時間が経っているために、胴着・袴の着装から復習しなければならず、防具の着装までに相当時間が掛かるといった状況にある。

3) 単元のねらい

- ①日本古来の伝統文化である「剣道」を理解し、挨拶・礼儀・作法等を身につけるとともに、自己を奮いたたせる心や自己を制御する心を養う。
- ②自己の能力に応じて剣道運動の技能を高め、相手の動きに対応した攻防を展開して練習や試合ができるようにする。
- ③剣道の学習に積極的に取り組み、自己の能力に応じた技を習得するための計画的な練習の仕方や試合の仕方を健康や安全に配慮して工夫することができるようにする。

4) 評価基準

- ①運動への関心・意欲・態度
剣道に積極的に取り組むとともに、自己を高め、相手を尊重し、日本古来の伝統的な行動の仕方や礼儀を身につけようとすることや健康や安全に配慮することができる。
- ②運動についての思考・判断
基本動作や基本技能を身につけるための課題に応じた運動の取り組み方ができる。
- ③運動の技能
相手の動きに応じた技を身につけ、相手を打ったり、応じたりする攻防ができる。
- ④運動についての知識、理解
剣道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方等を理解している。

5) 学習内容（1年次）

	学習のねらい及び学習活動	指導上の留意点
1	学習1 ○オリエンテーション ・剣道の概略を知る。 ・礼法、竹刀の取り扱い方を理解する。 ・道着、袴の付け方を理解する。	・剣道の歴史や特性を説明し、なぜ礼法を重んじるのか理解させる。 ・道着・袴・竹刀・防具等なぜ大切に取り扱うのか理解させる。
2	学習2 ねらい-技ができる楽しさや喜びを味わう。	
3	○基本動作の学習	
4	・自然体 基本姿勢を理解する。	・座った時や立った時の正しい姿勢を理解させる
5	・構え、目付-中段の構えを理解する。	・上段、下段と比較し、攻防に適したものであることを理解させる
6	・足さばき-送り足、歩み足、開き足等	・身体の正中線を通してまっすぐ竹刀が振れるように注意する。
7	・素振り-上下素振り、斜め素振り	・気・剣・体を一致させて打ち込めるように指導する。
8	・打突の仕方（基本動作）	・相手を気持ちよく打たせることも剣道上達の大切な一つであることを理解させる。
9	面打ち、小手打ち、胴打ちがそれぞれ正確に打突部に打てるようにする	

<ul style="list-style-type: none"> ・打突の受け方 基本的な打たせ方、しのぎ方を理解する ・仕掛け技-二段技 ・打ち込み練習 大きな声を出すとともに、右足を踏み込んで面、小手、胴を連続して打てるように練習する。 <p>学習3 ねらい-面まで防具を着け、身につけた技を用いて攻防を展開し、打つことができる喜びや楽しさを味わう。</p> <p>○基本技能の学習（仕掛け技）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一本打ちの技-自分の攻めに対する相手の変化を捉えた打突を身につける。 ・二段技 小手-面、面-胴、小手-胴等、相手の変化に応じて隙を捉えて打つことができるようにする。 ・掛かり練習 ・自由練習 	<ul style="list-style-type: none"> ・打ち込むときの大きな声、足の踏み込み、左足の引き付け、正確に打突部位を捉えることを強調する。 ・打つ側は、間合いに注意し竹刀のもの打ちで打つことを強調する。 ・剣道具の正しい装着法と防具の片付け方を理解させ、短時間にそれができるように指導する。 ・剣道における「攻め」を理解させ、中心を攻めれば、どういうときに相手に隙ができるかを具体的に説明していく。 ・二段技の打たせ方も説明する。 ・剣道における「攻め」と「防御」を理解させ、簡単な試合ができるように指導していく。
<p>10 まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由練習、簡単な試合 ・振り返り 	<p>剣道は礼儀作法を重んじ、相手を敬う心と自分を奮い立たせたり自分の心を制御する心を養うことを理解させる。</p>

3. 筑波大学附属坂戸高等学校における剣道の授業の現状分析

現行の高等学校学習指導要領解説の「1技能」の(1)には、体育授業としての剣道の目標は、「剣道では、相手の多様な動きに応じた基本動作から、得意技を用いて、相手の構えを崩し、素早くしかけたり応じたりするなどの攻防を展開すること」(文部科学省, 2009, 第2章第1節)と述べられている。本学に入学してくる生徒たちの中で中学校までの剣道経験者数は2割に満たない状態であり、さらに経験者と言っても基本動作が身につけている生徒が少ないため、本校においてこの技能の目標を達成できる生徒はきわめて希である。初心者にも経験者にも、剣道を学ぶには、まず正しい基本動作を身につけることが最も大切であることを理解させ、初心者はもちろん、経験者にもその生徒の技能に即した声かけ(指導)をするよう心掛けている。

また、高等学校学習指導要領解説の「2態度」の(2)では、「武道に主体的に取り組むとともに、相手を尊重し、礼法などの伝統的な行動の仕方を大切にしようとする、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする」(文部科学省, 2009, 第2章第1節)と述べられている。本校の剣道授業では、お互いの基本練習時に相手に対して形だけの礼を行うのではなく、礼に心を入れることを強調している。練習を始める最初の礼をする時に「お願いします」と言わせるが、その言葉には、「思い切り打ち込んでいき

ますので受けてください、その代わり受け手になるときは思う存分打ち込んでください」という気持ちを伝えていることを理解させている。本校の剣道授業は選択制なので少なからず剣道に興味のある生徒が多いこともあるが、本校ではこの目標は概ね達成できていると思われる。

さらに、高等学校学習指導要領の「3知識、思考・判断」の(3)では「伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古、体力の高め方、課題解決の方法、試合の仕方などを理解し、自己の仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようにする」(文部科学省, 2009, 第2章第1節)と述べられている。

授業の中で、剣道の知識を教える時間を多くとればとるほど、運動量の確保という点で問題が出てくる。この問題を解決するために、白板ボードを使用し、授業で理解してもらいたい言葉の説明や防具の着脱法等を図で示したりしている。また、素振りの練習時には指導者に向かって素振りさせることはもちろんであるが、二人組になって面と向かい合って素振りさせ、竹刀が身体の正中線を通っているか、正面をまた左右面を正しく打つことができているかなど、お互いにチェックさせることを多く取り入れている。打ち込み練習時にはグループに分け、かけ声が大きいグループ、打ち込み動作が正しくできているグループ、打たせ方が上手なグループなどの評価を与え、グループで競わせる機会を多く取り入れている。剣道の授業ではペーパーテストを実施していないため、客観的に「知

識・思考・判断」を評価するには至っていないものの、上記の取り組みを通して課題解決の方法（技練習時）を考えたり判断する力はそれなりについてきていると思われる。

本校の剣道授業の目標は、剣道を実践することを通して日本固有の礼儀・作法を身につけ、身体と心を一体ととらえ、自己を磨く力、他を思いやる心を育て、剣道を生涯スポーツの一つにできる素地を作ることにある。このために、剣道授業の最後の時間には生徒たちに「剣道は息の長いスポーツです。今でも70歳を超えた多くの人々が剣道をやっています。興味を持った人は、卒業しても継続して剣道の練習ができる場所を捜してみなさい。」と伝え、生涯スポーツの一つとして剣道を考えることを勧めている。

4. 考察

中学校における武道必修化については 指導者の問題、武道場の問題、用具の問題等が指摘されるとともに（鬼澤，2009：巽申直・作道正夫他，2009：剣道専門分科会，2010）、カリキュラムのモデル的な実践や実技指導資料の作成、武道の部活動の活性化等（鬼澤，2009：追田，2009：成尾，2010）の諸課題が指摘されている。これらの先行研究を踏まえ、高等学校における剣道の指導現場の視点から、本稿では中学校における武道必修化にともなう剣道の授業の問題点を以下の6点に整理して考察を進める。

- (1) 指導者の不足
- (2) 指導法（学習指導案）の工夫・開発
- (3) 剣道防具の不足、道場の不足（環境整備）
- (4) 生徒の実態と教員数（1コマの授業で何人の生徒を指導するのか）
- (5) 体育年間指導計画の作成（どの時期に剣道授業を設定するか）
- (6) 剣道授業における評価方法

(1) 指導者の不足

さまざまなスポーツ種目を授業で教える場合には、指導者がその種目を専門的にトレーニングしたり、経験していることが望ましいのはいうまでもない。このことは、とくに剣道の場合には重要である。なぜなら、一般的なスポーツと違い、剣道には、必修化の理由ともなった日本古来の文化と伝統が含まれているからである。武道における礼節、礼儀、作法についてはわが国独自の文化があり、それを授業内容として教えるには、指導者自身に武道の鍛錬の経験が必要になっ

てくると思われる。

今年8月に、埼玉県で全国中学校剣道大会が開催されたが、全国から派遣された審判員（六段以上）と埼玉県中体連の剣道指導者（顧問）だけでは審判員の数がならず、埼玉県高体連剣道専門部に対して審判員の派遣要請があった。このことから、全国レベルの大会を実施する場合でさえ審判員（剣道指導者）の数が足りないことが伺える。関東圏に位置する埼玉県（人口が約720万、全国5位）でさえ審判員が不足しているので、地方の大会ではさらに審判員や指導者（経験者）が不足していることは明らかである。

また、中学校の剣道部の顧問は、高等学校の顧問に比べて、「保健・体育科」ではなく、他教科が専門の先生が多くみられるのも、高校と大きく異なっているところである。このために、中学校においては、剣道の授業は、部活動等において日頃から剣道に接している教師が授業を行うのではなく、剣道未経験の体育教員が、剣道の授業の担当になるというケースがかなりある。各都道府県では、確かに剣道の授業の研修会や講習会が実施されてはいるが、年間を通して忙しい中学校の教師は研修に参加する時間を確保することすら難しく、剣道の技能の向上を図ることはさらに難しいのではないかと考えられる。

このような指導者不足を解消する方法として考えられることは、例えば各地の剣道連盟や各警察署にいる剣道の指導者に応援を求めることである。このように、地域の有段者や外部の専門家の力を借りることが難しい中学校では、さらに剣道経験のある他教科の教員が体育実技の時間を担当できるようにすることを提案したい。授業を担当するはじめの3年間ぐらい、体育教員と剣道経験者（他教科の剣道経験者）がチームティーチングの形式で生徒に剣道を指導できるようにし、またそれが教員個人の授業担当時間として認められるようになれば、剣道の指導者不足という問題は若干でも改善されると考えられる。

これ以外の方法として、近隣の高校の体育教員の中に剣道指導者がいる場合には、中高連携を推進する中で、高校教員に剣道指導の支援をお願いするということも考えられよう。

(2) 指導法（単元計画・学習指導案）の工夫・開発

最も必要なことは、剣道経験者でない体育教員を対象とした研修時間の確保や剣道指導書の充実である。武道必修化に伴い、全国各地、各都道府県で剣道の授業に関する研修会が行われているが、まだまだ十分と

は言えない。さらに、数回研修を受けた程度ですぐに剣道の授業の指導ができるわけでもない。しかし、すでに剣道の授業は始まっている。このような状況を考えると、現状では一体、どのような授業が行われているのか不安になってくる。

指導書についても、(財)全日本剣道連盟は、平成20年に「剣道指導要領」(全日本剣道連盟, 2008)、平成21年に剣道の授業展開に関する指導資料(全日本剣道連盟, 2009)を発行し、文部科学省も、平成22年に「『新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて(学校体育実技指導資料第1集「剣道指導の手引」参考資料)』」(文部科学省, 2010)を作成しているが、それらがはたして剣道未経験者でも理解できるものなのかどうかは検証されていない。

さらに、中学校新学習指導要領の「第1学年及び第2学年」の「1技能」の(1)イでは、「剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること」が、「第3学年」の「1技能」の(1)イでは、「剣道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手の構えを崩し、しかけたり応じたりするなどの攻防を展開すること」が学習目標として掲げられている(文部科学省, 2008)。しかし、高校で剣道の授業をしてもこの第3学年の学習目標に到達できる生徒は、毎日練習に励んでいる剣道部の生徒や段を持っている生徒(有段者)ぐらいであろう。したがって、中学校における剣道の授業の技能に関する達成レベルを再検討する(下げる)必要があるのではないかと考える。

また、剣道の授業の1コマ45分、10時間から16時間の授業内で、どの内容をどこまで教えるのか、この時間の中で剣道のおもしろさ、魅力をどのように伝えるのかなどについて、現場でよりよい授業を目指し、生徒が興味・関心が高まる授業を創っていくという視点から書かれた指導書はほとんどない。剣道は「こうこう教えればよい」というだけではなく、剣道が未経験の体育教師が剣道の指導書を通して、おもしろい授業、楽しい授業、よりよい授業とはどんな授業なのかを具体的にイメージできる指導書を早急に作成していく必要があると考えられる。

日本の文化や伝統、礼儀、礼節等のみが強調される授業、技能のみを高める授業であれば、生徒にとってはおもしろくない授業で終わってしまい、将来、生涯スポーツとして続けていこうと思う気持ちが薄れる授業になるのではないかと懸念が抱かれる。授業を

受ける生徒全員が、最初から剣道に興味・関心を持っているわけではないこと、問題行動を起こしたり、「いじめ」が存在するかもしれない、一般的な中学生を対象とした剣道の授業であることも考慮して剣道指導書の作成にあたるべきである。

これ以外に、剣道の授業を実施する期間の教育課程を再編成して、剣道の授業は2時間続きで行うようにすることも、生徒たちに剣道をよりよく理解させる上での有効な手段の一つであると考えられる。高校は50分授業であるが、剣道授業が始まってから3回目ぐらいまでは、剣道着・袴を着装し、全員が防具(垂れ・胴)をつけるまで相当な時間(15分程度)を要し、準備運動と素振りをしたら、もう授業時間は10分程度しかなくなってしまい、身につけさせたい技能練習に時間がほとんど取れないことが多い。学力レベルが中程度の高校でさえ、そういう状態であるので、中学校での授業時間が45分であることを考えると、2コマ続きの体育の時間を設けることにより、ゆとりを持って授業できる体制を構築することも必要だと思われる。

(3) 剣道防具の不足、道場の不足(環境整備)

文部科学省は、中学校武道場の整備・促進のために、21年度には40億2,600万円、22年度は34億3,300万円の予算を計上して公立中学校の武道場整備を進めてきたが、まだ整備されていない学校も少なくない。剣道場がない場合は、体育館で剣道の授業を行うことになるが、体育館では、他のスポーツ用に支柱を入れる金属の部分があったり、裸足で授業をやる上で危険が伴う体育館の床の状態(ワックスの種類・ライン)であることが容易に想像される。剣道を必修とするには、早急に剣道場を整備することが必要である。筑波大学附属坂戸高等学校には武道館はあるが、そこでは柔道の授業をしており、剣道の授業は体育館半面を使用して授業をしている。ダンスのリズミカルな音楽がかかっている中で剣道の授業をせざるをえないのだが、当然、集中力が途切れてしまう生徒も出てくる。やはり生徒が集中しやすい、静かな、安全の確保できる場所で剣道の授業を実施するべきであろう。

剣道では、剣道場の他に、剣道着・袴、剣道防具、竹刀、日本手ぬぐい、木刀が必要になってくる。剣道の授業では、体育着の上に防具を着けて剣道の授業をする学校がよく見られるが、未経験者の最初に感じる剣道の魅力は、剣道着と袴を着けた日本の伝統的な武士のような容姿であることが多い。実際筆者の授業で、剣道未経験者に、「なぜ、剣道を選択したのか」

聞いてみると、剣道着・袴姿が「格好いい」と答える生徒が少なからずいる。また、剣道の礼儀、作法、立ち振る舞いも剣道着袴姿でやってこそ映えるものであると思う。これらのことから剣道授業は剣道着・袴姿で実施してほしいと考えている。また、剣道防具であるが、多くの生徒が共同で使用するため、臭いにつきやすく、自分の臭いではないため「くさい」と感じる生徒が多い。面ピット（面をつける時につけるもので面から取り外せるもの）や小手下手袋等が発売されているが、それらを利用して「剣道はくさい」というイメージを変え、殺菌剤、消臭剤等を使用し、衛生面の向上にも努めていかなければならない。

さらに授業用の剣道防具の開発も望まれる。同じ武道の柔道に比べ、多くの物が必要になるために、授業に必要な費用が大きくなる。授業用防具1セットが、安くても3万円から4万円はしてしまい、プラス体育教師のものまで揃えとなると相当な金額を要する。丈夫で、長持ちし、安全性・衛生面の高い、もっと安い防具が出てこなければ、全国の中学校での剣道授業は広がっていかないと思われる。埼玉県下で、平成23年度武道を実施したのは、「公立中学校421校中、柔道のみが227校、剣道のみが82校、相撲のみが16校で、柔道が剣道を大きく上回る」と報告されている（朝日新聞デジタル版、2012.3.26付）。授業で剣道を選ぶ学校が少ないのは、「防具がないから」、「防具や竹刀の手入れが大変だから」というような理由が多かったそうである。この記事からわかることは、剣道防具の値段が高く買えないこと、剣道未経験者の体育教員はもちろん、剣道経験者にとっても防具の手入れ・整備が大変であることが推測される。筆者も防具の整備、竹刀の整備（生徒が壊れた竹刀を筆者に持ってくる）に時間を取られることが多い。今後、授業用の剣道具の開発が強く望まれる。

（4）生徒の実態と体育教員数（1コマの授業で何人の生徒を指導するのか）

義務教育である中学校の生徒は、能力的に高校よりも多様な生徒がいると考えられる。筆者は学力が中レベルの高校で剣道の授業を実施しているが、それでもさまざまな能力の生徒が存在する。授業に平気で遅れてくる生徒、授業に入る前に黙想をするのだが落ち着くことができない生徒、足首が硬くて正座さえできない生徒、蝶結びが身体の後ろでできない生徒（胴を自分で付けられない）、集中力がすぐ切れる生徒などである。剣道授業をするのに中程度の高校でさえこうい

う状況であるので、今まで中学校で選択制であった剣道の授業を全員が受けるようになると、さらに手間にかかる生徒がたくさんいるようになることは容易に想像できる。また、最近では、特別支援教育の対象となる生徒がクラスに約6.5%存在すると言われている（文部科学省、2012）。本校にも、人とのコミュニケーションに問題を抱える特別支援対象の生徒がおり、剣道を選択している。この生徒の場合には、防具を着ける際に紐の結び方が理解できなかつたり、蝶結びできつく締められなかったため、身体の後ろでの蝶結びができるようになるために個別に練習させなければならなかった。また授業の中で、2人組で練習する時に相手の生徒と呼吸が合わなかつたり、打突する時の力の入れ方を加減できなかつたりするので、その生徒と2人組になるのを嫌がる生徒が出てくることもあった。他の生徒には、剣道の指導内容の中にもある「相手を尊重する」、「思いやる」心を教える機会にもなるが、その生徒を教えるために授業が中断する場面も少なからずあった。一般的中学生の中には、特別支援の対象ともなる生徒も多く存在するということが理解していなければならない。そういうことを考えていくと、体育教員の剣道未経験者が授業を担当するには、1クラス20人程度が適切な生徒数であろうと考える。剣道経験者の筆者（剣道教士七段）の高校でも剣道選択者数が1クラス25人を超えると、授業が計画通りに進まない場面が出てくるが多かった。剣道未経験者の体育教員が担当するとなれば、40人を1人で教えることは難しいと考えられる。この問題は、単に体育教師の力量の問題として片付けるわけにはいかない。剣道は、歴史を振り返れば、準備運動や素振り全員でやるが、道場で教える時には1対1で、すなわち元立ち（打ち込ませてもらえる人）に懸かるというかたちで練習されるのが通常の練習形態であった。このような練習形態をとるには、中学校の体育でも少人数の授業が実施できるような工夫が必要であると思われる。

（5）体育年間指導計画の作成（どの時期に剣道授業を設定するか）について

「暑中稽古」、「寒稽古」という言葉があるように、剣道では最も暑い時期、最も寒い時期を狙って稽古を行うことが精神修養のために必要であると言われている（高野佐三郎、1982）。筆頭筆者自身も大学時代には、1月の下旬から中旬頃にかけて、4年間寒稽古を経験した。氷点下の気温の中で最も厳しい、心拍数の上がる稽古を行っていたのである。しかし、中学校

で行う剣道の授業を考えると、多様な生徒が存在することから、最も運動に適した時期に剣道の授業を実施するべきであると思われる。体育授業の年間指導計画を立てる時に春や秋の時期に設定して剣道の授業を行えば、気温や湿度が生徒のストレスになることは少ない。当たり前ではあるが、剣道は裸足で行うものなので、なおさらである。精神修養のためと言って、剣道授業を始める時期が気温が30度以上の夏の季節であったり、10度以下の冬であったりすると、防具を着けた暑さだけや足の冷たさだけで剣道が嫌いになる可能性がある。他種目や学校行事との兼ね合いもあるが、できる限り気候や自然現象でストレスを感じない時期に剣道授業を行うことが望ましいと思われる。

(6) 剣道授業における評価方法

剣道未経験の体育教師が直面する最も大きな課題は授業の評価方法であろう。中学校の学習指導要領には、各運動領域の学習内容として、1技能、2態度、3知識・思考・判断が示されている。

①「技能」の評価について

毎時間の授業で、技能レベルを評価するのであれば、毎時間のスキルテストが有効であろう。剣道で身につけたい技能が、「相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること」であっても、毎時間の技能レベルを評価するのは難しいので、スキルテストやチェックリストを用いて評価することが有効であると思われる。筆者の高校の授業でも毎時間、「跳躍正面打ち」のスキルテストを実施している。20秒間で跳躍正面打ちが何回できるかを計測するものである。剣道経験者は、最初から数値が高いためなかなか回数は増えないが、初心者ほど、授業回数を重ねる毎に多く竹刀が振れるようになるのがわかる。

他にスキルテストとして、正しい剣道着・袴の装着、正しい防具の装着及び収納方法、竹刀操作に関するもの、剣道の足運び（送り足）や踏み込み足に関するもの、しかけ技、応じ技に関するもの等、いろいろなスキルテストが考えられる。それらを実施することで技能レベルも推測できると考えられる。

②「態度」について

授業中の態度を主観的に評価することになる。積極的に授業に参加しているか、ルールやマナーを大切にしているか、互いに助け合うことができているか、安全に気を付けているか等である。

③「知識・思考・判断」について

剣道全般に対しての知識、竹刀や防具の各部の名称、技の名称等、授業で取り扱ったものを口頭やペーパーでテストする。また、課題に対してポイントを見つけようとしているか、練習方法を考えているか、安全に留意しているかなども評価の対象になる。

剣道未経験の体育教員でも、関心・意欲・態度や思考・判断、運動の技能、知識・理解などを評価規準として、さまざまな評価方法を開発することは可能である。

Ⅲ. 考察のまとめ

中学校における武道の必修化に伴う剣道授業の問題点を、指導者の不足、指導法の工夫・開発、剣道防具の不足・道場の不足、生徒の実態と教員数、体育年間指導計画の作成、剣道授業における評価方法の6項目に整理し、その解決方法を提案した。その提案には、制度上の問題、予算上の問題等ハードの部分も含まれるが、指導教員の授業内容の研究・工夫が最も大切であると考えられる。中学校学習指導要領では、技能、態度、知識・思考・判断という学習目標や授業で取り扱う基本動作や技が例示されているが、実際の授業の中で生徒たちにどう伝えていくかが最も重要な部分である。筆者自身も高校現場で剣道授業を16年間実践してきたが、生徒たちに剣道の楽しさ、おもしろさを伝える授業をしていくには相当な労力を要した。選択制とは言え、生徒の実態は年毎に変化していくので、実態に即した授業を展開していかなければならない。中学校学習指導要領解説という「様々な運動を体験する時期」（第1章3(2))に位置づけられている剣道授業を、剣道専門家がリーダーシップを取って、剣道未経験の体育教員と共に模索していかなければならないと考えている。中学校の武道必修化におけるよりよい剣道授業とはどんなものか、生徒に興味関心を持たせながら、日本古来の伝統文化である礼儀作法を学ばせ、自分を磨く力をつけさせると同時に相手を尊重する態度を身につけさせ、生徒の実生活や今後の将来に役立つ授業を今後構築していかなければならない。

引用・参考文献

- 有田祐二 (2012). 安全で楽しく効果的な指導法 剣道 ②, 月刊「武道」, 2012年9月号, 128-132.
- 中央教育審議会 (2008). 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申).

- 藤井信行 (2010). 剣道授業の実践報告と必修化の課題, 月刊「武道」, 2010年5月号, 96-107.
- 藤田弘美 (2012). 安全で楽しく効果的な指導法 剣道①, 月刊「武道」, 2012年8月号, 110-115.
- 久島典子 (2012). 安全で楽しく効果的な指導法 剣道③, 月刊「武道」, 2012年10月号, 132-140.
- 今井由紀子・平林大輔 (2012). 中学校武道必修化, 剣道授業は少数派 手入れ大変で防具そろわず 朝日新聞デジタル版 〈<http://www.asahi.com/edu/news/TKY201203260252.html>〉 (2012年3月28日).
- 軽米満世 (2011). 指導教本のねらいと活用のポイント 剣道②, 月刊「武道」, 2011年7月号, 94-104.
- 剣道専門分科会 (2010). 中学校武道必修化に向けての教育現場の動向と課題について, 武道学研究, 第42巻, 第3号, 42-58.
- 文部科学省 (2008). 中学校・学習指導要領解説 (保健体育).
- 文部科学省 (2009). 高等学校・学習指導要領解説 (保健体育).
- 文部科学省 (2010). 学校体育実技指導 資料第1集 「剣道指導の手引き」参考資料 新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて.
- 文部科学省 (2012). 中学校武道・ダンスの必修化 〈http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyuujitsu/1221013.htm〉 (2012年11月6日).
- 文部科学省 (2012). 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について 〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm〉 (2012年12月10日).
- 中村民雄 (2010). 中学校武道必修化について - 我が国固有の伝統と文化をどう伝えるか -, 武道学研究, 第42巻, 第3号, 1-9.
- 中村民雄 (2011). 中学校武道必修化について - 武道の礼法 -, 武道学研究, 第43巻, 第2号, 1-11.
- 成尾進 (2010). 剣道授業の実践報告と必修化の課題, 月刊「武道」, 2010年12月号, 98-107.
- 迫田靖之 (2009). 剣道授業の実践報告と必修化の課題, 月刊「武道」, 2009年5月号, 124-133.
- 鬼澤佳弘 (2009). 中学校武道の必修化, 道学研究, 第41巻, 第3号, 35-41.
- 佐藤義則 (2011). 指導教本のねらいと活用のポイント 剣道①, 月刊「武道」, 2011年6月号, 90-93.
- 高野佐三郎 (1982). 剣道, 島津書房, 96-98.
- 巽申直・昨道政夫他 (2009). 第41回日本武道学会剣道専門分科会シンポジウム, 第一部 中学校「保健体育科」における武道必修化と剣道実施上の課題, 第二部「日本剣道形」-その指導法を考える-, 武道学研究, 第41巻, 第3号, 43-58.
- 鳥居泰彦 (2009). 『武道への期待』学校教育への武道の導入, 武道学研究, 第42巻, 第1号, 31-39.
- 山上眞一・藤原章司・宮本賢作 (2012). 武道必修化に対する中学校保健体育科教員の意識について - 特に剣道授業に関して -, 武道学研究, 第45巻別冊, 74.
- 山田博子 (2009). 剣道授業の実践報告と必修化の課題, 月刊「武道」, 2009年12月号, 104-116.
- 全日本剣道連盟 (2008). 剣道指導要領.